

### 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
高機能エアマットレス リース契約及び保守委 託契約 20枚	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年10月1日	株式会社モルテン 広島県広島市安佐北区口田南2- 18-12	3,326,400円 (84カ月)	当センターが希望する仕様条件を満 たし運用可能なエアマットレスが(株)モ ルテンのエアマットレスのみであった ため、日本赤十字社会計規則第36条 第4項の契約の性質又は目的が競争 を許さない場合の規定に基づき随意 契約とすること。	
AOCシステム保守 1 式	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年10月21日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	1,240,800円	当該システムは富士フィルムの放射線画 像システムに接続していること。また、保守 については購入した代理店及び製造した メーカーにより実施されることが望ましいこ とから、日本赤十字社会計規則第36条第 4項契約の性質又は目的が競争を許さな いに該当するため、随意契約とするもの であること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

### 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
医療用ガス配管設備に おけるマニホールド等 基板及び圧力センサー 等更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年11月10日	ユニオンメディカル株式会社 東京都調布市下石原1-41-10	2,050,950円	医療用ガス配管設備におけるマニホールド等基板及び圧力センサー等の更新工事実施については、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、日本赤十字社会計規則第36条第4項契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
自動採血管準備装置 にかかる保守契約	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年12月12日	株式会社メディセオ 東京都中央区八重洲2-7-15	3,080,000円	製造元メーカーの選定した代理店が株式会社メディセオであるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

## 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
検体前処理装置 TEC6 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年1月19日	アルフレッサ株式会社 東京都目黒区本町二丁目18番16 号	1,793,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定により緊急の必要により競争に付することができない場合に基づき随意契約とする。	
耳管機能測定装置 JK-05A 1台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年1月24日	株式会社栗原医療器械店 東京都江東区枝川一丁目9番6号	2,073,500円	当該装置はメーカーサポートの終了により修理不能であり、現状1台での運用であるため業務に支障をきたしていることから、日本赤十字社会計規則第36条4項の「緊急の必要により競争に付することができる場合」の規定に基づき随意業者と随意契約とするものであること。	
心臓リハビリシステム 装置 DS-8005f-R 等 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年2月3日	フクダ電子東京販売株式会社 東京都文京区小石川4-14-24	7,700,000円	生理機能検査室で整備している運動負荷試験装置がフクダ電子の器機であり、この装置にソフトウェアを追加使用することで低価格での運動負荷試験装置による検査機能が可能となることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に基づき随意契約とする。	
移動型デジタル式汎用 一体型 X線透視診断 装置 OPESCOPE ACENO 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年11月22日	島津メディカルシステムズ 東京都品川区戸越五丁目4-3	8,140,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合の規定に基づき随意契約とすること。	

### 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

## 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
CGS1・2号機における制御盤電装部品交換工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年11月8日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	10,065,000円	CGS1・2号機における制御盤電装部品交換工事については、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。日本赤十字社会計規則第36条第4項	
空調機用インバーター更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年11月17日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	4,400,000円	空調機用インバーターの更新については、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。日本赤十字社会計規則第36条第5項	
CGS1号機点火装置ユニットおよび副室ガス電磁弁交換工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年12月14日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	2,178,000円	CGS1号機点火装置ユニットおよび副室ガス電磁弁の交換工事については、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。日本赤十字社会計規則第36条第5項	
熱源ポンプインバーター更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年12月22日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	3,630,000円	契約業者は、当センターの施設設備管理運営業務を委託している業者であり、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。日本赤十字社会計規則第36条第5項	
RI排水制御盤シーケンサ更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年12月22日	富士電機株式会社 東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	2,508,000円	RI排水制御盤シーケンサ更新工事業者は、当該設備を開発・製造した富士電機(株)以外では対応が不可であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合の規定に基づき随意契約とする。	

### 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。